

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第42号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により水道法の一部が改正され、本市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該資格を定めることとしました。

なお、当該資格については、現状にそぐわない一部の学歴規定（旧大学令、旧専門学校令等）を除き、現行の水道法施行令において定める資格基準と同様としました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(資格)

第2条 専用水道の水道技術管理者の資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者(以下「第1号の卒業生」という。)であって、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者(以下「第2号の卒業生」という。)であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 第1号の卒業生又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した

後、第1号に規定する大学を卒業した者にあつては4年以上、第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては6年以上、第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する大学を卒業した者にあつては5年以上、第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては7年以上、第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する土木工学科若しくはこれに相当する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する土木科若しくはこれに相当する課程（これらの課程に相当する学科目を含む。）を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において第6号に規定する学科目又は第7号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(12) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 専用水道のうち、1日最大給水量が1,000立方メートル以下であるもの（消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものを除く。）についての前項の規定の適用については、同項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「あつては1年以上」とあるのは「あつて

は6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第6号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第7号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第10号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第12号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)